

第三十回国会 大蔵委員會議録 第十六号

昭和三十四年三月四日(水曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事押谷 富三君 理事小山 長規君

理事坊 秀男君 理事山下 春江君

理事佐藤觀次郎君 理事平岡忠次郎君

荒木萬壽夫君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 嶋田 宗一君

小西 寅松君 竹下 登君

西村 英一君 濱田 幸雄君

福田 一君 古川 丈吉君

細田 義安君 毛利 松平君

山村庄之助君 山本 勝市君

久保田鶴松君 田方 廣文君

竹谷源太郎君 中村 時雄君

廣瀬 勝邦君 松尾トシ子君

山下 榮一君 山花 秀雄君

山本 幸一君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 山中 貞則君

大蔵事務官 原 純夫君

(主税局長) 北島 武雄君

国税庁長官 大澤 融君

農林事務官 大澤 融君

(蚕糸局長) 大澤 融君

食糧庁長官 渡部 伍良君

委員外の出席者

大蔵事務官 小熊 孝次君

(主計局法規課長) 小熊 孝次君

大蔵事務官 木村 秀弘君

(主税局税関部長) 木村 秀弘君

専門員 披井 光三君

三月四日

委員横路節雄君辞任につき、その補欠として中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

三月三日

高級織物の物品税新設反対に関する請願外二件(河本敏夫君紹介)(第一八三三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第一九九八号)

同外一件(床次徳二君紹介)(第一九九九号)

同(内藤隆君紹介)(第二〇〇〇号)

同(江崎眞澄君紹介)(第二〇三〇号)

揮発油税等引上げ反対に関する請願(本名武君紹介)(第一八三四号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第一九二二号)

同(植木庚子郎君紹介)(第一九二四号)

同(日井莊一君紹介)(第一九二五号)

同外十一件(木村武雄君紹介)(第一九二六号)

同(菊池義郎君紹介)(第一九二七号)

同(始岡伊平君紹介)(第一九二八号)

同(夏堀源三郎君紹介)(第一九二九号)

同(天野光晴君紹介)(第二〇〇一号)

砂糖税引下げに関する請願(小林網治君紹介)(第一九三〇号)

ガス器具の物品税減免に関する請願(廣瀬勝邦君紹介)(第一九三二号)

畑作改善及び麦作対策としてビール税率引下げに関する請願(上林山榮吉君紹介)(第一九九七号)

特許権譲渡及び分権に対する課税撤廃に関する請願(黒金泰美君紹介)(第二〇三二号)

本日の會議に付した案件

糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第三七号)

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二八号)

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二九号)

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三〇号)

吉君紹介(第一九九七号)

特許権譲渡及び分権に対する課税撤廃に関する請願(黒金泰美君紹介)(第二〇三二号)

本日の會議に付した案件

糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第三七号)

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二八号)

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二九号)

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三〇号)

○早川委員長 これより會議を開きます。

連合審査会開会の件についてお話しいたします。ただいま本委員会において審議をいたしております揮発油税法の一部を改正する法律案につきま

て本日の理事會において御協議願ったのであります。運輸委員会より連合審査会開会の申し入れがありました。場合、これを受諾し、連合審査会を開会することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会を開会することになりました場合、開会の日時は両委員長の協議に御一任願いたいと存じますが、一応来たる九日を予定しておりますから、御了承願います。

○早川委員長 次に、糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、関稅定率法の一部を改正する法律案、関稅定率法の一部を改正する法律案、関稅定率法の一部を改正する法律案、関稅定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の八法律案を一括して議題といたします。質疑の通告があります。これを許します。佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 蚕糸局長にお尋ねいたしますが、糸価安定の問題は農村の経済に非常に影響が深いので、ほんと

うは農林大臣にお尋ねしたいのです。予算の關係上出られませんから、お尋ねいたします。この前の特別融資をされて、繰越金の問題とかいろいろあります。今一休現状はどうなっておるのか。三十三年産繭の財源のことなどについて、知られる範圍のことを御説明願いたいと思ひます。

○大澤(融)政府委員 三十三年度の春、それから夏秋蚕について特別会計の關係はどうなっているか、あるいは保管会社の關係はどうなっているか、こういう御質問だと思ひます。御承知のように、三十二年から十九万円で購入し始めて、特別会計では約四万九千債を買っております。そこで、この資金はと申しますと、三十億の資金がございまして、借入金が七十億、それから三十億の資金がしばらく使われてなかつた間に浮いてきました五億、これでやっております。それから、三十三年の春になりました十九万円、千四百円ということで臨時措置法を出しまして、糸にいたしましては五十億を限度として保管会社は買い入れる、こういうことになっております。そこで、この資金では、繭の方は約百二十万貫を五十億で買っております。それから糸の方は約四万五千俵程度でございまして、百億のワックで処理しているわけですが、そこで、これらの保管会社で買いましたものは、今御審議を願っております特別会計法の資金の増ということでも米年度処理して参りたい、こ

ういうことはなっておるわけであり  
ます。

○佐藤(観)委員 きょうの新聞を見る  
と、アメリカがまた日本繭の買入れ  
の制限をやるといふようなことを聞い  
ておりますが、やはり三十四年度にも  
同じようにいふような買上げを  
しなければ、繭の値段が下るといふ状  
態になるかと思ひますが、そういう点  
についてはどういふような見解を持  
ておるのか、局長にお尋ねしたいと思  
ひます。

○大澤(融)政府委員 昨年度十九万  
円、繭一貫目千四百円、こういうこと  
を期待して夏秋蚕についてもやったわ  
けでございますが、需給市場と全く乖  
離した値段であるために、実際に生産  
した繭が糸になり、糸がさらに織物に  
なるために売れていくということにな  
って、むしろ糸がどんどん政府の倉庫  
の中へしまひ込まれてしまつて、今お  
話したような数量になつたわけでは  
ありません。そこで、こういうことを背景とし  
て売れる糸、売れる繭にしなければい  
かぬということ、昨年の末に最低価  
格の改定をいたしたわけでは、そこで  
来年度の最低価格はどうするかといふ  
ことは、この三月から五月の間に来年  
度のための価格安定審議会を開いてき  
めるべきことではあります、ただいま  
のように、ことしの生糸年度の最低価  
格は千円と十四万円に改定したわけ  
であります。そこで、来年度も、これも  
御審議願つておるわけではあります、  
臨時措置法の一連として、五十億のワ  
クでいざという場合には買ひささえる  
という準備をいたしておりますけれど  
も、私どもは、そういう買ひ始めると  
いふようなことを期待し

て、糸価対策をやつておるわけであり  
ます。

○佐藤(観)委員 私たちも選挙区にこ  
ういふような繭の生産農家をたくさん  
持つておりますが、いつも言われるこ  
とは、繭の将来はどうなるであろうか  
ということが絶えず問題になるわけ  
でございます。おそらく局長御存じだ  
と思ひますが、私ども、現在人絹その他  
の代用品がたくさんできまして、昔の  
ような自然の蚕に桑を食わしてやる、  
いわゆる原始的な農業はだめになるだ  
らう、といふようなことを言つておる  
わけではあります。けれども、現実には  
桑畑をこわしてしまつてほかのものに  
転換するといふことはなかなかできな  
い面がありまして、いろいろな苦勞を  
しておるわけではあります。そういう点に對し  
て、これは農林大臣の所管であります  
けれども、一体蚕糸局長としてはどう  
いふようなお考えで指導されるのか、  
その点について伺ひたいと思ひます。

○大澤(融)政府委員 蚕糸業のこれか  
らの非常に重要な御指摘だと思ひます。  
昨年のような、ある意味では混乱が起  
きましたのは、需給事情と申します  
か、需給構造といふか、そういうもの  
が非常に變つてきたといふことに根底  
があると存じます。何と申しますか、  
供給がふえてきたけれども、需要の方  
はそう伸びてこないといふことが、あ  
いふ事態を招いたものと思ひます。  
そこで、今後の見通しの問題ですが、  
これは非常にむずかしいと思ひます。  
むずかしいと思ひますが、こゝ一、二  
年の見通しとしては、御承知のよう  
に、昨年は混乱はいたしましたけれど  
も、十月ごろからはや価格も安定  
し、輸出も、あるいは国内の需要もや

や落ちつきを見せておるわけでありま  
す。ですから、その程度の状態が今後  
維持されていくであろうかといふよう  
なことも大体的見当はつくかと思ひま  
すけれども、それにいたしまして、  
先ほど申しましたように供給は増とい  
うことで需要がそう伸びない。供給の  
増も、一番大きな点で申し上げま  
すと、やはり桑畑がふえるとか、糸量  
がふえるとか、反当収量がふえるとか  
いふことがございしますが、やはり桑畑は  
少し多いのじゃないか。そこで、農民  
自体も、そういう事態に對して桑畑  
の整理をするといふようなことで、国  
もこれに對して補正予算と来年度は通  
常予算で考へておりますが、補助を出  
してやるといふようなことをやつてお  
るわけではあります。そうしたこと  
をやりながら、先ほど申し上げました臨時  
措置法の一年延長とか、さらに値段が  
下るといふことに對応いたしました  
いかに合理化をしていく。よい糸が安  
くできるといふことが、第一に對  
応していかうかが、第一に必要なこ  
とかと考へております。

○佐藤(観)委員 もう一、二点お伺  
したいと思ひます。  
大体生糸は外国に輸出するのが専門  
でありましたが、これを国内で消費す  
る面もあると思ふのです。ところが、  
今度原さんの方では、御承知のよう  
に高級織物の課税を考へておられる。国  
では、蚕糸業が不振であるためにい  
ろ考へて、国の莫大な金を蚕糸の買  
い上げにやつておるのに、一方にお  
いては、せっかく国内で生産されるよ  
うな反物に高い税金がかかるというこ  
になつておるのですが、こういうよう

なことに對しては蚕糸局長はどのよう  
にお考えになつておるのか。せつかく  
国内で生産されておるのだから外国に  
出なければいふので、国内の需要を  
満たすようなことが考へられておるの  
であります。そういうものに対して、  
今度は高級織物だといふことで税金が  
かかるわけですが、そういうのには悪  
影響があるかないか。あるように思  
われませんが、どのように考へになつ  
ておられるのか、その点もあわせて御  
意見をお伺ひしたいと思ひます。

○大澤(融)政府委員 もちろん、生糸  
から織つた織物について、全然税金が  
なくて売れていくといふことは望まし  
い事態かと思ひます。生糸あるいは繭  
の立場だけから考へれば、しかし、今  
考へられておられますような非常に高級  
な織物になります糸あるいは繭として  
れば、そう大きな量にはなりません。  
非常によく売れるような安いのものにつ  
いても税金がかかるというようなこと  
ですと、これは重大な問題でございま  
すけれども、今考へられておられますよ  
うな高級なものについてはある程度のも  
のが考へられるといふことは、国全体  
の立場からすれば、あるいはまた、ほか  
の物品税と申しますか、ほかのものに  
かかつておるものと均衡を考へれば、  
これはいけないのだといふことは言  
えないのじゃないかと私は思ひます。

○佐藤(観)委員 もう一度お伺ひしま  
すが、生糸を国内でもう少し販路をふ  
やすような方法は考へられないもので  
あるかどうか。  
○大澤(融)政府委員 消費拡大、需要  
拡大と申しますか、これについては私  
どもも非常に力を入れておるわけ

す。業界も對応しまして、従来ありま  
したものよりもさらに大きな新しい宣  
伝機関を作つて、養蚕者も入り、ある  
いは織物の方も入り、生糸の製造者は  
もちろん、こういうものが集まつて、  
四月から発足しようといふことで準備  
をしております。従来、御承知のよう  
に、生糸と申しますと輸出といふこと  
に大きなウェイトがかかつておつたわ  
けですけれども、昔と違つて国内の需  
要も非常に割合が伸びてきておりま  
す。ですから、私ども生糸の需要を考  
える場合には、国内といふことを今ま  
でより以上に力を入れて、需要拡大と  
いふことをやらなければならぬ、こ  
ういふ氣持でおります。

○佐藤(観)委員 御承知のように、繭  
は桑を植えてやる仕事でありまして、  
農村においても非常に影響のあること  
でもあり、しかも、わが国は、今言わ  
れたように、長い間生糸の輸出の国と  
して、今まで非常に大きな足跡を持  
つておりました。今ほかの繊維産業が盛  
んになりまして、いろいろ危機が伝え  
られ、また繭を生産しておる農民の氣  
持は忍びがたいような状態に迫り込  
れておると思ふのです。そういう点に  
ついて、将来農民が安心をして、最  
低限度の収益があれば、長い間の伝統  
がありますから、好んでやる仕事であ  
りますので、どうかそういう点につ  
いて総合的に考へられて、ぜひとも農民  
の不安を解くような対策を講ぜられる  
ことをお願いいたしまして、私の質疑  
は終ります。

○早川委員長 中村時雄君。  
○中村(時)委員 実は、この大蔵委員  
会に出しておりますところの砂糖の税制  
改訂の問題と、農林委員会に出

ますところの日本てん菜糖振興会法案と臨時てん菜糖製造業者納付金法案と、国際砂糖協定のかかっておる外務委員会の、三つの委員会の連合審査をお願いしたかったのであります。本日はその主管大臣である大蔵大臣が参議員の方に行かれており、また農林大臣も行つていらつしやるので、本日最後の決定的な問題のお話し合いをするに至らないことが残念なであります。が、それはまた次の機会に譲るといたしまして、まず第一に砂糖の税制改訂の問題から入つていきたい、このように考える次第であります。

そこで、まず第一にお尋ねしておきたいのは、この砂糖の税制改訂に伴ひまして、どういふところからこの基準態勢をとつたのか、これをお聞きしたい。——わからなければ、もうちょっと具体的に言いましよう。たとえば、現行の砂糖税によるところの徴収税額というものは、関税におきまして一キロ十四円であり、それから消費税が四十六円六十七銭であります。それが、改訂によりまして、今度は関税におきまして四十一円五十銭、消費税におきまして二十一円、すなわち、以前におきましては合計いたしまして六十六円六十七銭であったものが、今度は六十二円五十銭となつてゐるわけであり、少くとも、この基準をきめられる場合に、どういふ基準のきめ方を、いかなる建値によつて日本のこの値段というものは打ち出されてこられたのか、これをお聞きしたいのであります。

○原政府委員 基本的には、今回の振りかへは、テンサイの生産ないしはテンサイ糖の生産、広くは沖繩産糖までも含めての視野においてであります。

が、これが個々の工場原価で買ひ上げるといふような、いわばかなりぎくしゃくする態度でいくのでなくて、安定したペースで伸びるようになつて、安定的であります。従つて、ただいまお話し得る限りにおける日本の砂糖のノーマルな値段というものを想定いたしまして、そのノーマルな値段においてテンサイの生産ないしテンサイ糖の生産が立つていくには、どういふような振りかへをしつらうかといふことを考へたわけであり、そのスタートとなりましては、実は斤当り七十一円という数字であります。これは、最近といふか、昨年後半にかけてのニューヨーク市場における砂糖相場、それから運賃からはじつて七十一円といふような数字になるわけであり、しかも、この数字は、相当長い間の経過をたどつてみましても、大体国内相場における一番底値に匹敵するやうなレベルであつたわけです。大体そういうやうなレベルにおいて、国内のテンサイ糖が外国の砂糖と競争し得るといふことであるならば、場合によつてそれより下ることはあろうけれども、多くの場合は、スエズ動乱あるいはその他外貨割当の原因による場合で、外国の砂糖の日本における値段はもっと高いといふ場合が多かつたので、そういう七十一円といふやうなところで振りかへをすれば、ただいまの条件は満たされるであらうといふふうな考へておられるわけであり、七十一円の内訳は、もし後刻お尋ねがあればお答えいたしますが、そういう前提で考へまして関税を上げる。砂糖消費税に振りかへる。関税を上げ

まして、御案内の通り、輸入糖の数量は全数量の九割ぐらゐで、一割ぐらゐが国内産糖だといふことになり、関税を上げたのを一とし、国内産糖でその九割の分を取り返すのには、どうしても二円ぐらゐいよいかかるので、ただいまお話し得る限りには一円九十六銭といふ数字であり、厳密には一円九十六銭といふ数字はそれだけ乗つたといふわけであり、砂糖消費税の増徴による増収額と、砂糖消費税の減税による減収額との総額をひとしくするといふ前提に立つたためであり、この点はお尋ねがなつたと思つて申上げておきますが、すつぱりと関税を上げたわけ砂糖消費税を下げて、蔵入は減つても、それでいくべきだといふ議論もあろうと思つて、しかし、私もあえてそういたしましたのは、一つはやはり財政全般が相当苦しいといふこと、もう一つは、今回の措置は国内産糖の保護政策である、国内産糖を育成しようといふことであるから、そのため

に財源が要するのなら、砂糖をなめる人たちにそれを負担してもらつてやるといふのも一策であらうといふことを考へたわけであり、財政全般が苦しいといふこと、砂糖のための政策であるから、そういうことも許されるのではなかつたかといふことを考へまして、約二円の出ることをお願いしておるというわけでございます。

たがおつしたように、安定した価格、あるいはノーマルな価格によつてその方法をきめていきたいんだ。この骨子というものは、常識的にはよくわかる。そこで、常識からもう一步——あなたのような専門家がいらつしやるのだから、私の聞いてゐることは、もう一步それを突つ込んだ話です。たとえば、今あなたはニューヨークとおつしやいましたけれども、その当時における価格を決定された場合のニューヨークの定期第四号の現物のポンド当りの値段が幾らになつておるか、これを逆算していつて現在の糖価といふものを幾らにきめたのか、そういうことをお聞きしてゐるのであつて、少くとも、あなたがあつちやつてゐるやうな常識論を聞いてゐるわけじゃないのであります。

○原政府委員 それは詳細にわたるので省略いたしたわけであり、それで申上げます。まずニューヨーク相場は三セント四十五——委員長、これは非常にこまかい計算であります。税関部長からお答えいたします。

○中村(時)委員 原主税局長によく言つておきたことは、私の質問の骨子と、あなたが答えようとする問題のズレといふのは非常に大きいので、よく聞いておつていただきたいと思つたので、私のお尋ねしたのは、あな

三、円に換算いたしました。三万二千三百三十八円になります。それに現在の関税が一萬四千円、輸入諸掛りが三千四百一円、加工費が八千四百八十三円、製造原価が五萬八千二百二十二円、歩どまり換算九五%としたしまして六萬一千二百八十六円、一般管理費、販売経費が八千二百九十九円、合計いたしまして六萬九千三百五十五円あります。それが斤当りにいたしますと四十一円五十九銭それから現行の消費税が二十八円でございます。それに借入金金の金利及び利潤が一円三十六銭、これは製糖会社の平均利潤で見つておられます。従つて、工場の販売価格が七十円九十五銭、さつき主税局長から申上げました大体七十一円といふところを、基準の平均の糖価水準として押えたわけであり、

○中村(時)委員 私の聞いたのは、ニューヨーク相場が幾らのところを基準にしてやつたのかと聞いた場合に、今おつちやつたやうに、三セント四十五で、ニューヨーク定期の第四号現物ポンド当りを換算しておられるわけなんです。そこで、その当時において三セント四十五であつたものが、現実に現在幾らになつておりますか。

○中村(時)委員 最近糖価が非常に値下りをいたしてございまして、ことにヨーロッパにおけるビートの農作、キューバの反乱の落ちつき等によりまして、糖価が大へん値下りしてございまして、現在では三セント十で横ばいをして、現におりまして、ごく最近では三セント九まで落ち込んでおります。

○中村(時)委員 それでは、大臣がい

ないから政務次官にお聞きしますが、今言つたやうに、その当初建値として

三

改定案では一キロ当り六十二円五十銭にしたところの基準が、当時において三セント四十五であったのです。ところが、今言ったように、現行一カ月は横ばいになって、すでにそれが価格が低落して、三セント十になっておる。という事は、三セント十で買えるものを、三セント四十五の価格をここに建値として出してきたおる。当然、この問題は、もっと値が下がってこなければならぬという現状が出てきておるのにもかかわらず、そのままこれを通していくというお考えを持っていらっしゃるかどうか、その点をお聞きしておるのです。

○山中政府委員 それは、逆に、その後の値下りがありまして、現在の流通市場価格は斤当り約六十九円から七十円あたりに行っておると思うのですが、そういうこととすると、かえって、今回の措置によりまして、約二円程度の末端消費者価格においての値上りが、私どもの予想いたしました七十一円あたりの線に現実には吸収されて、大体において理想的な値段段でいいではないかと考えております。

○中村(時)委員 こんにちはこれは話にならぬ御答弁ですが、私の言っているのは、たとえば今言った基本的な七十三円なら七十三円にする限界のその建値が、先ほど言った三セント四十五だったのです。だから、どうしてもそれを維持しようとするれば、実際糖価を上げていかなければならぬという結果になる。事実、先日食糧庁から工業会に行つて、何とかして砂糖の値段を上げてくれという陳情をしておるじゃないですか。そういう現実は大衆と相反する行為なんです。そのことは逐次あな

た方に質疑応答をしていきたいと思つておりますが、私の言っているのは、そういう建値を無理して作らなくとも、実際には、これからの世界的な環境からいまして、砂糖の値段がだんだんこれから高騰するとは思われない。またもちろん高騰すれば、あとで質問しますけれども、それを吸い上げるところの方法をどう取り扱うか、あるいは値が下った場合にはそれをどのよう保護政策に持つていくのか、いろいろな問題が起つてくると思うのです。そこで、私の言っているのは、この建値の変動というのは、対外的ないろいろな問題があるもので、それに順応していろいろ考え方を変えなければならぬ。その考え方を変えるという基準を一体どの程度の範囲にとつておるかという事です。

○原政府委員 ただいまのお話のは、輸入糖のコストの一番大きな要素であるニューヨーク相場、それからフレート、これの動く幅がどの程度可能であるかという事であります。私がお答えするより、食糧庁長官が見えておりますから、その方がいいかもしれません。私が見たところの感じでは、今まで七、八年の価格をずっと見ますと、国内相場について七十三円ぐらいが大体安定帯の中心ではなからうか。下つたときに七十円ぐらいの数字も出ておりますけれども、まあ七十一、三円、それのもとなりましてニューヨーク相場として、大体最低がただいまと同じ三セント十、昭和二十八年に三セント六というのが一番低い記録であります。自余は大体三セント三十、四十というよう

なところについております。フレートについては、フレートは非常に何か大きくて、トン当り十五ドルと二十ドルの間ではなからうかというようなところを、私としては大体考えたつもりでございますが、これはなお食糧の長官がおりますから……

○中村(時)委員 食糧の長官には食糧の長官に質疑をしなければならぬ問題が十分残つておるので、一応とりあえず大蔵当局にお尋ねするのですが、あなたのおっしゃる通り、七十二、三円が歩どまりということ、国際砂糖協定の中の大体三セント二十というところを基準にしての建値を言っていることなのです。それをあなたが現象的に取り上げて、七十三円ぐらいのところを過去十年と言つておられますが、過去十年の統計を見ておらんさい。決してそういう方向にはなつていない。時によつては非常に人為的に値上りをし、九十円以上になるときもあれば、斤当り七十四、五円の場合もあるし、それがほとんどが工業会における独占的人為的な方向によつて打ち出されている。日本の砂糖行政の欠陥を最も暴露した一例なのですよ。そういうところも御研究願いたいと思つておるのですが、そこで、話をもとに戻しまして、このよう

な現行一キロ当り十四円を四十一円五十銭にするのが、従価税に換算して原糖平均九十ドルとした場合において、ほかの税率から見た場合に、この砂糖税率だけは二八%になつて参ります。しかも、今言った三セント十くらいになりますと、おそらく税率は一五%以上になるのではなからうか、このように思われるわけですが、このようなことを考えた場合に、日本のいろいろな関税設定中において、このよ

うな大きな税率を取り扱わなければならない根拠がどういうところにあるのか。おそらくこれは必需品であり、われわれ日常生活には最も重要な問題を含んでおる砂糖税率が、ほかの奢侈品以上に大きな税率をかけておるということは、一体大蔵当局としてはどういう考え方を持つてやつていらつしやるのか。

○木村説明員 ただいまおつしやうのように、関税率の点で、従価に換算して見ますと、過去三カ年の平均をとつてみますと、今度の改正によりまして一〇二%くらいになります。ただ、外国におきましても、国内でもつてビートを生産しております国につきましては、相当高率な関税を持つておりました。たとえばイタリヤのごときは関税率が一〇五%になつておりました。また、フランスにおきましては、特定税率が三三〇%でありまして、これを協定によつて三分の一に切り下げしております。結局協定税率は一〇%の関税率を持つておられます。これはもちろん国内でもつてビートの生産をいたしておる国についてでありますけれども、いずれにしても、国内関税率というものは、生産の全然ない国、また将来においても生産をあきらめておる国は別として、生産が若干あるとか、あるいは将来増産をしなければならぬというような国におきましては、今申し上げたような相当の高率関税になつておる次第であります。

○中村(時)委員 外国と対比されましてそういうことをおつしやうしたのは、あなたのおつしやう通りです。ビートによつて自給自足できるような国々は、その保護政策の重点をそこにとつ

ておる。ところが、日本で実際ビートによつて自給自足ができるかといえれば、先ほど言ったように、一割程度にしかならない。これから十年計画の問題を出しているいろいろ討議して参りますが、それにおいてすら自給自足ができないという限界ははっきりしておるわけですよ。そういうことを基礎にして考えた場合に、この税率というものは、対外的にどうだからこうだというのはなくて、国内的な税率の上から言つて非常に高率ではないかということをお私に言つておるわけですよ。

○原政府委員 御指摘の通り、砂糖に対する税額が非常に重いということはおもう通説であります。酒、たばこ、砂糖、いわばこの三つは、この間接税体系の中でいつも問題になるものであります。私も決して軽いととは思つておりません。ただ、この間接税の体系の中で一体各品物の税負担がどうバランスすべきであるかということは、なかなかむずかしい問題であります。これは、各国とも、それを論理的に統一的なベースで説明するといひますか、作つてあるというよりも、かなり沿革的なものが多いというふうに思ひます。私も一昨年以来この問題に取り組んでいろいろ勉強いたしておるわけでも、いろいろなやり方があるのです。一つにはそういう物品を消費する場合の消費者の担税力というものからアプライしていく行き方がある。もう一つは、やはり酒やたばこは嗜好品で、なくても済むばかりではなくて、あまり飲んだりするとよくないこととがあるので、各国とも重課しておるということとあります。酒、たばこは、そういうことで品物の消費の性質

について、フレートは非常に何か大き過ぎて、トン当り十五ドルと二十ドルの間ではなからうかというところを、私としては大体考えたつもりでございますが、これはなお食糧の長官がおりますから……

○中村(時)委員 食糧の長官には食糧の長官に質疑をしなければならぬ問題が十分残つておるので、一応とりあえず大蔵当局にお尋ねするのですが、あなたのおっしゃる通り、七十二、三円が歩どまりということ、国際砂糖協定の中の大体三セント二十というところを基準にしての建値を言っていることなのです。それをあなたが現象的に取り上げて、七十三円ぐらいのところを過去十年と言つておられますが、過去十年の統計を見ておらんさい。決してそういう方向にはなつていない。時によつては非常に人為的に値上りをし、九十円以上になるときもあれば、斤当り七十四、五円の場合もあるし、それがほとんどが工業会における独占的人為的な方向によつて打ち出されている。日本の砂糖行政の欠陥を最も暴露した一例なのですよ。そういうところも御研究願いたいと思つておるのですが、そこで、話をもとに戻しまして、このよう

な現行一キロ当り十四円を四十一円五十銭にするのが、従価税に換算して原糖平均九十ドルとした場合において、ほかの税率から見た場合に、この砂糖税率だけは二八%になつて参ります。しかも、今言った三セント十くらいになりますと、おそらく税率は一五%以上になるのではなからうか、このように思われるわけですが、このようなことを考えた場合に、日本のいろいろな関税設定中において、このよ

うな大きな税率を取り扱わなければならない根拠がどういうところにあるのか。おそらくこれは必需品であり、われわれ日常生活には最も重要な問題を含んでおる砂糖税率が、ほかの奢侈品以上に大きな税率をかけておるということは、一体大蔵当局としてはどういう考え方を持つてやつていらつしやるのか。

○木村説明員 ただいまおつしやうのように、関税率の点で、従価に換算して見ますと、過去三カ年の平均をとつてみますと、今度の改正によりまして一〇二%くらいになります。ただ、外国におきましても、国内でもつてビートを生産しております国につきましては、相当高率な関税を持つておりました。たとえばイタリヤのごときは関税率が一〇五%になつておりました。また、フランスにおきましては、特定税率が三三〇%でありまして、これを協定によつて三分の一に切り下げしております。結局協定税率は一〇%の関税率を持つておられます。これはもちろん国内でもつてビートの生産をいたしておる国についてでありますけれども、いずれにしても、国内関税率というものは、生産の全然ない国、また将来においても生産をあきらめておる国は別として、生産が若干あるとか、あるいは将来増産をしなければならぬというような国におきましては、今申し上げたような相当の高率関税になつておる次第であります。

○中村(時)委員 外国と対比されましてそういうことをおつしやうしたのは、あなたのおつしやう通りです。ビートによつて自給自足できるような国々は、その保護政策の重点をそこにとつ

から高いということでありませう。砂糖も、古くさい言葉ですが、やはり調味料ではあるが嗜好的調味料であるというところで、各国とも相当課税するというのが沿革的な事実であります。これは、ちょうど今日日本が立ち向っておりますように、各国とも砂糖を輸入しないで自分の国で生産したいという趣旨の国内糖の保護政策的な見地が相当に入っておったと思ひます。そういうこともあり、また消費の性質からいって、調味料でこれが欠けたらもう生命が危ないというものでもないということから、両々相待って相当高い課税が各国とも行われており、日本でも長年行われておることじやなからうかというふうには私思つております。

○中村(時)委員 今言つたように、ビートを守つて国内産を保護しようという場合の建値の立て方の税率と、日本のように、何もそういうことが目的ではなくて、今まで非常に高率課税を行なつておる。その高率税ということは一応あなたもお認めになつておるのだから、そこでこれを今後どうするかということ、賢明なるあなたの頭脳にまかせませう。

それから、もう一点の、先ほど言つた三セント四十五の建値と現実に現在施行されておる三セント十、その問題との較差というものが非常にある。そのあるということの認識があれば、この問題の七十三円の建値というものは、もう一度再考しなくちゃならぬという限界に來ているのじやないか。將來においても、今後おそらく増産に増産を諸外国はしていくであらうし、対外的な問題としても、日本は、後進国との貿易においては、どうしてもその

ような輸入物資を持つてくるよりほか方法がない。農産物の輸入物資が中心になる。ケース・パイ・ケースの格好になつていくでせう。そういうような場合のいろいろな勘案をして、實際的な糖価としてのあり方をよく考へておいていただきたい。

そこで、次に、国際的な問題ということを含みましたので、一つ国際的な問題からこの問題の一、二を取り上げてみたいと思つたのです。ちょうど今度政府の方から国際砂糖協定というものの批准を国会に求めようとしておられる。その中に、第一条の中にこういうことが書いてある。「この協定は、公正なかつ安定した価格で輸入国に対しては砂糖の供給を及び輸出国に対しては砂糖の市場を確保し、かつ、この方法及びその他の方法により、砂糖の消費の着実な増加及びこれに相応する砂糖の供給の増加を容易にすること。」云云、続いて第三条の二項に「締約国政府は、直接又は間接に自国の領域からの砂糖の輸出を増加させ、又は自国の領域への砂糖の輸入を減少させる作用をする補助金(所得又は価格に対するいかなる形式の補助をも含む)を許し、又は継続するときは、各割当年中に、理事会に対し、書面により、当該補助の範囲及び性質、自国の領域から輸出され、又は自国の領域へ輸入される砂糖の量に当該補助が及ぼすと予想される効果並びに当該補助を必要とする事由について通告するものとす。云々、こうあるわけであります。そうすると、今言つたように、三セント十のものが現実にあなた方が建値をした場合には三セント四十五、そういうような較差のあるような場合には、

国際的な協定に對してもいろいろ問題が將來起つてくると思つたのです。必ずしもそういうようなものによつてちゃんと条文の中にはこういうことをしたらいけないということになつては、いかからず、勝手にその価格の変動を來たしていつて国内操作をやつていくというふうな問題になつてくると、国内砂糖の建値の上からいつても、こういう問題が当然問題になつてくると思ふ。当然このことは外務大臣がその協定に對するいかなる考え方を持つていかかという外部との関係が出てくるわけなので、委員長、これは一度外務大臣を呼んでそのような質問をさせていただきたいわけでありませう、大蔵の方はどのようなお考えになつておられるかをお尋ねしておきたい。

○原政府委員 たいまのは、私も詳細は聞き漏らしましたが、やる場合は通告せよということですから、もし必要ならば通告されるのじやないか。まあ政策として世界各國の種の政策は非常に幅広かつ強力にやつておる国が多いように承知しております。日本もやつて悪いことはなからう。私は税の方の立場でのことでありませう、悪いことはなからう。税の方ではせいぜいはだを脱いだつてもやつておるつもりであります。もし国際的に何か仁義を切る必要があれば、それは主管省ないし外務省で御心配になると思ひます。

○中村(時)委員 もう局長、あなたは、自分が責任を持つて答弁できぬやうなもの、あつたりと私にはわかりませんとおつた方が利口です。そんな子供っぽい、わけのわからなやうなわからぬやうなことでごまかすことは、お

互いにやめにいたしましませう。そういうことはあなたが實際の問題に當つての保証ができるという確約ができないのです、あなたの中からは。それで、保証をあなたができるといふのなら、おつしやつていただきたい。そういうことはおそろく外部の問題として問題が出てくるから、私は先ほど言つたやうな話をしておる。そこで、あなた自身が——これは笑い話じやないのです。大事なことです。あなた自身が越権行為の外務省の問題の保証ができるかどうかということがあるならば言つてもらいたい。おそろくないな答弁の仕方は一応はつきりしておいていただきたい。

○原政府委員 私は大い大丈夫だやうと思つておりますが、なお確かめまして、いけなかつたらまた申し上げます。

○中村(時)委員 大い大丈夫だやうと、わけのわからぬやうなことを言つて、こんな大事な砂糖の値を上げていくのに、そんなたよりないやうな答弁なら、実際にはしない方がいゝのです。あなたの方、値段がきつちりきまつてゐるのです。きまつてゐる以上は、確固たる一つの方式があつての話でしよう。それを大い大丈夫だやうといふやうなごまかしはやめていただきたい。

そこで、次に問題として取り上げていきたいことは、現在現行法で参りまして一キロ当り十四円として、今の輸入量が大体百十五万トンと仮定した場合に、その関税が、一キロ十四円に百十五万トンかけますと百六十一億円の金になつて参ります。消費税が現行で

は四十六円六十七銭で、これを先ほどおつしやいました九五歩の歩どまりにしまして、それが幾らになるかといふと、五百九億八千万円くらいになつて参ります。すなわち、両方合せますと、現行の砂糖税そのものは六十円六十七銭となり、続いて収入されるものが幾らかといへば、六百七十億八千万円になつてくるわけなんです。ところが、今度の改訂案でやつていきますと、関税が一キロ四十一円五十銭でありますから、百十五万トンとして四百七十七億円、続いて消費税が二十一円でありませうから、これが九五歩歩どまりといつたしまして大体二百二十九億円、そうしますと税の方そのものは六十二円五十銭となり、続いて収入の方は幾らかといつたら七百六十六億、こういうふうになつてくるわけなんです。そこで現行法と改訂案との差をいたしてみますと、大体三十五億圓ばかりのものが増収になつてくるわけなんです。三十五億のものが増収になるということは、どういふことかといへば、すなわちこのこと自身が、だれが支払うかといへば、大衆が、砂糖をそれだけ増税になつた方がなされたものを支払うといふ状態になり、完全なる大衆課税となつて現われてくるわけなんです。名目は国内テンサイ糖の保護という名目を唱へながら、實質的に上つてくるものは、消費税が下つたからいかに消費

者には安いように見受けられるけれども、現実には今言つたやうに五十億以上ものを負担していかなければならぬのは消費者大衆であります。そういうことを考へた場合に、あなた方はこの税制をもう一度考へ直す考へがあるかどうかをお聞きしておきたい。



粉の相場も政府買入れ価格の千五百五十円の建値が千五百円を割ろうというふうな事態になっておりますから、そういうところを考えますれば、先ほど二部長がどう言ったこと言ったこと、それは、そういうふうにはっきり言ったのじゃないと思ひますし、糖価七十三円をどうして維持するか、こういう質問に対して、現在の糖価の輸入相場は先ほどからお話ございましたが、最近の現象として三セント十くらいに下っている、それから運賃も最低である、これはあくまでも自由取引高でございますから、いろいろなフアクターで上下する、しかし国内における砂糖の消費者価格もそう変動することはない、上つてもいけないし、そんなに下げる必要もない、安定するところに輸入の時期の調整あるいは洋糖の調整、こういうものをやれば、七十三元の糖価は、そう大きいフラクチャーシヨンなくして、それを中心にして動かすことができるのじゃないか、こういう説明をしたのじゃないかと思ひます。

○中村(時)委員 説明したのじゃないかとか何とか言つたつて、あなたが言つたわけではないから、あなた自身には結論が出ません。そこで、この問題は、工業会の会長である藤山勝彦並びに第二部長を参考人なり証人として一度呼んで、私たちも十分お話をしてみたい、このように思つております。その点も一つお含みおきを願ひたい。

続いて、先ほど言つたように、農林省としては、澱粉を三千万貫ほどかかえ込んで非常に困つておるから、ブドウ糖を作らう、そのときの建値はたとえば七十五円なら七十五円としていき

たい、こういうような意向があることは十分わかります。しからば、その問題は、その問題として、食管の中において別途それを取り上げるという方法も考えられると思ふ。その問題に關連して、一般の何の關係もない消費者に、そのような一つの課税によつてそれを取上げていこうというふうな考え方というものは、もう一度よく根本的に考へ直してもらいたい。同時に、その第二部長が言つた当時におけるところの砂糖の価格は幾らであつたかといつて六十八円七十六銭であつた。ところが、その意見を出した結果七十円五十六銭に上つてゐる。それだけ高騰してゐるのです。そういうふうなただ一言言つたことがその反応を呼びまして、直ちに糖価に影響を及ぼしてきて、そういうふうな状態になつてきてゐる。それに伴つてその責任をあなた方はどう考へてゐるかといふことをお聞きしたい。

○渡部(伍)政府委員 砂糖は、御承知のように向うで買ひ付けまして——これは、キューベのみならず、台湾あるいは南方諸国から買ひ入れますが、国内で精製して市場に出るわけでありまして、相当の期間がかかるわけでございます。従ひまして、現在の制度におきましては、砂糖の取引所も認めておるわけでございまして、その日その日の相場がある程度変動することはやむを得ないと思ひます。しかし、それはあくまでも消費者価格が非常に大きく変動するということではないのであつて、消費者価格が非常に大きく変動するといふことは、その年に手当てした砂糖の総量とその年の需要量、これによつて、そう大きい変動のない小売

価格が形成される。これは事実でございます。そういうことでございまして、今、今の局地的なお話で全体を律するといふわけには参らぬのじゃないか、こういうふうな考えます。

○中村(時)委員 あなた、そんなわかつたよなわかつたよな苦しい答弁をするよりも、事実、値上りをしたというところは——その証拠に、あなた方が日甜から一キロ当り六円の納付金を取らうといふことは、少くともそれだけ値上りをしてもうけてゐるといふことを意味してゐるのじゃないですか。私はそう思う。そこで納付金六円を取る。まだその問題はあとにたくさん尾を引いておられますから十分話し合ひをしますが、そういうわかつたよなわかつたよなことでございまして、納付金を取りたいために砂糖の値上りをさせたいのだと、はっきり言つたらどうですか。

○渡部(伍)政府委員 それは非常な誤解でございます。従来、消費税、消費税の建前でございまして、消費税が二十八円、関税が砂糖換算八十円八十四銭でございます。かりにわれわれが予想する通りに糖価を七十三円としましても、従来の消費税ならば、関税込みの価格は七十三円から二十八円を引くと四十五円になるわけでございます。四十五円といふことは、三十二年産の大日本甜菜糖からのテンサイ糖の買入れ価格が四十六円十銭でございますから、現在の関税、消費税の建前からいいますと、大日本甜菜糖といへども自由市場には売ることができないよなコストになつておるのであります。従つて、こういう状態では、一方におきましては、消費税合計三十八円何がしを

取つて、同時に食糧管理特別会計にテンサイを買ひ上げることによつて赤字を出す。これは制度として非常にかしいじゃないか。そこで今度は関税と消費税の額を逆にいたしまして、消費税を斤当り十二円六十銭にする。そうしますと、糖価が七十三円ならば、六十円四十銭という価格で関税込みの価格が出るわけでありまして、そうしますと、日甜はもちろん、相当経験を積んだテンサイ糖会社は自由に売ることができるような条件が出てくる、こういうことになつておられます。ところが、日甜の分につきましては、これは御承知のように新しい工場を作れば二十億あるいは二十四、五億の固定設備費がかかります。ところが、日甜は早く作りまして、しかも、その操業度は、二十八年からの買ひ上げにより國が三十億近くの財政負担をすることによつて、償却費が一工場当り新設工場の十分の一にも満たない、こういう状態になつておられますので、たまたま制度の切りかえによつて不当な利益が出てくる。特別の利益が出てくる。それは努力によつてできたのではなく、この制度の切りかえによつてできたといふことでありますから、その分を納付金として納付してもらつて、こういうこととでございます。

○中村(時)委員 これは、ここまでくると政治問題になるから、大臣がいないので、政務次官に伺ひますが、今食糧庁長官が言つたように、自分が努力をしてそれだけもうかつた金ではない、不当な利益なんだ、だから制度によつてこういうよなばかけたことを作つた、こう今はっきりおっしゃつたで

しょう。それほど、この関税といふことのために實際一部分においては非常に膨大な利益が出てくる。そんな利益なんか出さなくとも、関税の方を安くして、あるいは消費税の方を安くしていけば、国民は喜ぶのです。その喜ぶことがわかつておりながら、今言つたように利益をわざとわけていくようにして、そのできた利益をわけていから、半分だけでも取らう、半分だけかどうかわかりませんが、そういう状態になつてきてゐる。だから、そのことはやはり国民としてはよく考へてもらひたい。今あなたも政務次官ですが、野に下れば、あるいは選挙に落ちてしまえば一国民ですよ。そのような立場から考へて、このよな、一応出してこられたこの関税によつて不当な利潤が得られるよな、そういう行政指導はやめてもらひたいと思つておられます。あなたはどう考へておられますか。

○山中政府委員 僕がやめたらただの衆議院議員であることは、御指摘を待つまでもなく間違ひない事実でございますが、そういうまぐら言葉には、私としてはあまり賛成しかねるのであります。しかしながら、私としては、国内産糖の保護のために、消費税の関税振りかえをいたし、さらにまた、農林省当局あたりの折衝過程における意向では、結晶ブドウ糖の生産まである程度考慮する措置等がとられないものかどうか、具体的な検討までも実は意向としてはあつたわけでありまして、この際、いろいろ論議されましてよなによつて、関係がないといへば、そうす

が、一般消費者大衆に迷惑をかけることについては、なるべくこれを避けた方がよろしいという考え方のもとに検討いたしました。しかしながら、関税と消費税の糖価の振りかえということで、保護政策にはある程度なっても、これを育成助長する政策には、国内産糖に対しては少し足りないのではなからうかというところ、いろいろ両省も折衝をいたしましたし、財政所管省として、われわれはわれわれとしていろいろと検討いたしました結果、ただいまきまっております。末端において二円程度の消費者価格の負担を余儀なくするという案には落ちついたわけでありませぬ。しかしながら、私どももいたしましては、それを措置することが基本的な国内産糖保護の原則として行われたいが、しからば、すでに今日まで買上げることができるといふ情報のもとに、ほとんど全量買上げによって保護されて参りました既設の日甜三工場、今回の振りかえ措置によって生ずる、運営の非常な向上に伴う利潤というものは、本来ならば、憲法その他の法制局等の見解からいえば、自由企業に対して国が吸い上げるような措置をすることはどうかという見解もなきにしもあらずという微妙な問題ではありましたが、しかし、今日までの日甜三工場が、困難な条件下とはいえ、そういう今回の措置によって利潤を生ずるまでの成長をいたして参りました陰には、国がほとんど直接といったことがあって、初めて出てきたのでありますから、この際その国が与えてきた援助を全部取り返すことは、これは、幾ら国であつても、自由企業に對

してなすべきことではなからうと思つけれども、しかし、一応他工場が今後国策に沿つて新しくいろいろ営業を開始する場合に比べてのかけ離れた好条件における利潤というものは、ある程度事業発展のために協力した国におさき願つたらどうかということでは、わけでありまして、私どもとしては、いろいろ議論の分れる点があつても、この措置は実行したい、こういうふうにかえております。

○早川委員長 中村君、大体約束の間です。また明日にでも……

○中村(時)委員 それじゃ一言だけ言つておきます。今テンサイ糖の問題が出ましたから、その問題に關して明日日誌をさしていただく。そして農林大臣、大蔵大臣、外務大臣、これを要望しておきます。また、できればこちらで、できなかつたら農林委員会の方に今言つた藤山勝彦さんら呼び出していただきたい、このように思つております。

○早川委員長 奥村又十郎君。

○奥村委員 私は、本日これから本委員会でも議しようとする政府提案の法人税法一部改正案についてお尋ねしたいと思つております。

この法人税法の一部改正案について、企業課税の問題とか耐用年数の改訂の問題とか、いろいろお尋ねしたいことがあるのでありますが、これはまた後日租税特別措置法なり所得税法の改正案の審議の際に繰り延べまして、政府の御提案になりました案の内容、及び本委員会において修正案を用意しておりますので、それに直接関連することだけをごく短時間、山中政務次官、原主税局長並びに国税庁長官に、

お尋ねかたがた意見を申し上げてみたいと思つております。

この法人税法の一部改正案の一番おもしろい問題は、会社法人が確定申告書を出してからあと、更正の請求をすることができるといふことである。これは趣旨としてはけつこうであります。が、期限を一カ月以内に限りという条件がついておるので、せつかくの政府の親切な気持もかえつて無になる、せめて期限を三カ月ということにしなければいかぬというのが、私の考えであります。そこで、申し上げたいのは、この法律改正をする以前、つまり現行法においては、この法律改正に該当する事項が起つた場合はどうしておられるか。これはまず、国税庁長官の御答弁と、それから主税局長——つまり会社法人が確定申告書を出した、そのうち計算上誤まりがあつて、申告所得が多過ぎたので、これを減額訂正したいというものが起つた場合、現在は、これはどうしておられるか。

○北島政府委員 現行法では、申告納税いたしました法人がみずから進んで減額修正をする、こういう規定がございますので、実際問題といたしましては、納税者から陳情がはさまして早く調査してほしいという申し出がありまして、税務署なり国税局で調査いたして、減額すべきものには減額をす、こういうやり方をやつておるのでございませぬ。

○奥村委員 その減額の処置は、従来誤謬訂正という手段をもつてやつておられたのですが、今度の法律改正を見ますと、更正決定をするということに規定しております。従来の誤謬訂正のやり方を改めるのですか。これは主税局長から……

局長から……

○原政府委員 法人税法の二十九条には、申告書が提出された場合において、その課税標準または税額が政府において調査したところと異なるときは、政府は更正するとなつております。異なるときというのは、調査したところより少い申告である場合もあるし、多い申告である場合もある。この第二十九条の更正は、政府が更正で税額をふやす場合も減らす場合も、この適用があるという形になつております。誤謬訂正というのは、そういう意味では俗称でありまして、制度的には更正という形で減額をするということになつており、その形で運営をされておるわけでありませぬ。

○奥村委員 シヤウブ勧告実施前後において、これは誤謬訂正ですべて扱つておられた。このような場合、国税庁は現在更正決定として扱つておられるのですか。誤謬訂正で扱つておられるのですか。

○北島政府委員 ただいま主税局長からお答えがありましたように、ただいまの更正決定の規定によりまして減額の更正をいたしておるわけでありませぬ。

○奥村委員 じゃあ、現行の法人税法二十四条に基いて修正申告した場合、つまり計算の間違ひがあつて減額更正をしてもらいたい、こういう納税者の申告があつた場合、これは取り上げて更正決定をなさいませぬか。

○北島政府委員 現行法におきまして、お申し出がございませぬれば、果してそうであるかどうかできるだけ早く調べて、もし減額すべきものであれば減額をいたす、こういうことになつて

おります。

○奥村委員 国税庁長官の御答弁のように、現在納税者の申し出によって減額更正決定をしておられるのならば、新たにこのような法律改正は要らぬと思つたのですが、なぜお出しになるのか。三カ月の期限があるのならば、三カ月以内に間違いは発見できますけれども、確定申告後一カ月は、大抵の会社法人は間違いを見出すことはできぬと思つた。しかも、この法律の条文を見ますと、通信、交通その他やむを得ないよほどの事情がなければ、一カ月の期限内でなければ減額更正の請求はできない、この規定であると、今まで比較的簡単に減額更正をやつてきたのに、今度はこの法律を出したために、かえつて、期限の一カ月を経過したならば減額更正の要望が取り上げられない、こういう逆の現象が現れるように思つておられますが、この点は主税局長どうお考えになりますか。それにつけて、一カ月の期限が経過してから誤りを発見した場合は、これは従来通り国税庁でおやりになるという前提のもとになさるのですか。それなら一カ月を三カ月に延ばされた方が法案としてはもつとすつきりして、この点の御説明を願ひます。

○原政府委員 まず今回なぜこれを改正せんらぬのかという点であります。この問題は、実は各税法に共通なこういう形の税の課税ないし徴収についての規定がいろいろあります。更正決定以外でも、利子税であるとか、あるいは各種の加算税であるとか、あるいは異議の申し立ての争訟制度であるとか、罰則であるとか、共通的な規定



いろいろございませう。私どもの仲間では、これを税に関する通則と申しませうか、あるいは共通法というふうなことで、各税法を見る場合に、こまかく勉強していく段になりますと、そういう共通の規定が各税法についてどうなっているか、差があるならばどういう意味があるか、どういう合理性があるかということあたりが、きめのこまかい問題であります。問題になります。実はこの更正の請求は所得税にあるわけです。法人税にはない。これが年来問題になっておりましたが、実際には、そういう共通規定は、必ず初めにあるタイプがきちとあって、各税法はそれにならべて変えていくというのでなくて、やはり沿革的な発展があるというふうなことで、前々から法人税法にそれが無いという問題は、何分なっておたわけです。しかし、何分共通関係の規定というものは、オーダーは一見低く見えますけれども、かなり、やはり納税者の権利を守り、あるいは義務を規定するという意味において、きめこまかく詰める必要はなぬというところで、いつも私も改正の際に、各税法にわたって、そういう共通的な規定を統一的なベースで直すという問題があるわけでありませう。が、それを全般にやりますには、相当広範な検討ときめのこまかい読みをしなければならぬというふうなことで、なかなか全部を改正し切ることとはできない。今回の国税徴収法の改正のときも、その一環として問題になったが、これはできなかった。しかし、この法人税の更正の請求がないというの、どうもそういうふうにならざるを得ない。非常に欠けた

ような感じがするというのと、やはり法人税の更正決定というものは、かなりテクニカルではありますけれども、だんだんいろいろな所得の計算等が複雑になって参りまして、やはり納税者にもこれを権利として認める制度を置いておいた方がいいのじゃないか、現状でもそれは言っていたら、こっちは直す制度にはなっておりませうけれども、やはり権利としては更正の請求ができる期間は認められた方がいいだろうというふうなことを、共通法の改正はなお時期を待つとして、今回こっちは直したいというふうな思ったわけございませう。従いまして、第二段のお尋ねである、なぜ一カ月でなくてはならぬか、三カ月というふうなことも考えられるではないかというふうな点も、確かに研究に値する問題点ではあるのではありません。私どもとしては、今申しました共通法、通則関係の検討は、やはり主税局としては今後何らかの機会に詰めて勉強すべきことだと思っております。その際、お話の一カ月でもうこれ以上延ばさぬか、あるいは三カ月にするかというふうな点は、やはり相当慎重に検討に値する問題だと私も思っております。ただ、現在においては、これだけを取り出して三カ月とするのは、今申しましたようなこともあって、いささか行き過ぎではないかというふうな感じがいたしますので、将来の検討にこの点は譲りたいということでございます。

**○奥村委員** 私もあるべく時間を短縮したいと思うから、主税局長も、そんなに御丁寧な答弁でなく、一番大事なところだけ言っていただきたい。私のお尋ねしたのは、一カ月を三カ月に延ばせぬかということ、それから期限後に計算の誤まりが生じて減額更正を納税者がしてもらいたいという場合の処置については、これは従来通りと変りがないかということですが、これは国税庁長官にお尋ねいたします。

**○北島政府委員** 権利として更正の請求ができる期間が過ぎまして、そのあとで申告に誤まりを発見して、そして申告が過大だということとで税務署に御陳情がありましたら御調査をいたしまして、御要望に添いたいと思っております。

**○奥村委員** それで了解いたしました。ただ、大ぜいの税務官吏の中には、法律を文字通りに読んで、減額更正請求の期限は一カ月である、あなたは一カ月をこえたのだから、そういうことを言われてもだめですと云うようなことが、納税者として法律上から見た場合に、納税者として法律上からこれをあくまで政府に請求する権利は法文上はないように思う。その場合納税者をどのように救済していくか。これは一番大事な点ですから……

**○原政府委員** 更正の請求とは一体何かと申しますと、いわば申告の出し直しであります。しかも減額する場合でありますから、いわば誤謬以外にはまずあり得ないのです。取引の基本を故意によけい出したというふうなことは、これはどうして考えられない。計算間違いをしたとか、あるいは所得の算定についての事柄を考え違いましたとか、それで多くなり過ぎたというふうなことが考えられないわけですから、従って、更正の請求は、納税者の側において誤謬を直させるのにならざるを得ないというふうな手段をとるかという制度であります。更正決定の方は、減額の場合もあるけれども、これは課税標準なり税額なりが足らぬ場合が大部分です。足らぬ場合には、やはり相当課税標準や税額がつけられていることがあります。従って、これに一月、二月というふうなことはちょっとできにくいわけでありませう。そういうふうなわけで、この更正決定の期限とそれから更正の請求とは、必ずしも歩調をそろえて、いつまでもというようなことはない。やはり更正の請求には、税務事務の整理というふうなことからいっても期限をつけておきます。従いまして、間違つたらいつまでも直させるといふのを、権利としてそういう制度を置くというのでなくて、やはりそこは申し出によって直すことを運用でやるというふうなことで、制度としてはいいのではないかと感じがいいたします。そこは議論の分れるところですが、これは権利として一カ月と限るといふような改まったものではなくて、誤謬しかあり得ないというものは、一年、二年たつても思い出すということではなくて、すぐに思い出してもらいたいということでありませう。

**○奥村委員** 主税局長の御答弁は、法文上からいけば期限後は権利として減額更正を請求する権利は納税者にはないのだ、そういう結論です。ただそれだけおっしゃっていただけばそれで私にはわかるのですが、御丁寧におっしゃるので時間がかかる。時間がかかるのは、これは主税局長の答弁のせいですか

ら、委員長お許しを願います。そこで、主税局長、これは政務次官もお聞き願いたいのですが、政府は、納税者の申告に対して、これは申告が足らぬという更正決定ができる。そこで、政府の更正決定した金額が多過ぎて少な過ぎて、また政府は更正決定ができる。それは三年以内何月までできる。納税者は、申告が足りなかつた場合には、増額の更正決定はいつまでできるが、減額更正については期限後一月以内に要求することしかできない。政府の課税の権限と、納税者の減額申告の権限と、これはずいぶん差別がある。これでは申告納税のほんとうの建前は買けぬ。しかし、政務次官、もう少し主税当局が国税庁にとらわれずに、国税庁つまり税務当局と納税者との中間にあって、主税当局がもう少し公平な税法を立案するように、これから御指導を政務次官にお願いたしまして、この点は時間の関係で打ち切ります。

**○早川委員長** この際御報告いたしますが、ただいま議題となっておりませう。法人税法の一部を改正する法律案に対して、各派共同提出にかかる修正案が委員長のもとに提出されておりますので、この際提出者の趣旨説明を求めます。奥村又十郎君。

法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案  
法人税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
第二十五条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第二十五条第九項に後段として次のように加える。

この場合において、前項の規定による承認の取消の通知をするときは、当該通知の書面にその取消の基因となつた事実が同項各号のいずれに該当するかを附記しなければならぬ。

○奥村委員 本委員会の修正案はお手元に差し上げてございまして、朗読することは省略させていただきます。

その内容といたしましては、現行法におきましては、税務署または国税局が青色申告の承認取り消しをする場合は、ただ取り消しの通知をすればいいということになっておりますが、それでは善良な青色申告の納税者にとりましては非常に勝手が悪い。どういふ理由を付記してもらいたい、こういう要望が強いので、本委員会として、これは納税者の要望は当然である、この理由付記を法律に明記しなければ、この青色申告の承認取り消しの政府の処分に対して納税者が異議申し立てをする場合に、現行法ではその異議の理由付記に非常に差しつかえがある、政府が取り消しの理由を書いてさへくれれば、納税者の異議申し立てに對する理由の付記が納税者にとって非常にやりやすい、こういう意味において修正案を提案した、かようなわけであります。

で、先般来税の小さい委員会が青色申告に對する更正決定のやり方の実態調査をしてみますと、実は、残念ながら、われわれとしては、現在の税務行政がこの問題についてはかなりおざなりで案乱しておる。その証拠には、納税者から訴訟を起され、裁判所において、政府のやつた青色申告に對する更正決定は違法である、無効であるという判決を昨年来しばしば受けておる。これ一つ見てもわかります。従つて、政府は、青色申告に對する更正決定については、もつと法律通り明確な理由をつけなければならぬ。ところが、政府は実には、青色申告の帳簿そのものが実は政府としては十分信頼が置けない、従つて政府はある程度推定で更正決定をせざるを得ない、こういうわけだ。推定で更正決定をする、つまり青色申告の帳簿そのものが認められないというならば、まず法律に定められた通り、政府は青色申告の承認をまず取り消してかからなければならぬ。そういう順序を経た措置がなされておらぬから、裁判所で政府は負けておる。この点は、もう少し法律通りに、政府が順序を運ばれるのが当然と思う。政府としては、それは青色申告をなるべく奨励しようという親心から納税者の間違いをとがめぬのだ、こうおっしゃるのも、なるほど理由があります。が、しかし、裁判所において政府は違法であるとしかられるところまで、これは強情に押すべきではない。こういう意味において、もつと堂々とやらなければならぬ。その場合の処置としては、めつたやたらと青色申告を取り消され

ては困りますから、今度は取り消しに對して政府は理由付記をしなければならぬ。こういうように、当委員会としては、政府当局と納税者との中間にあって、最も公平な結論を出したい。それが当委員会の修正案の趣旨であります。

これにつけ加えて、山中政務次官にも申し上げておきますが、そういう処置が非常におざなりであるから、政務次官の方も、国税庁を監督する意味において、やり方を十分きわめていただくたい。特に、はなはだしいのは、横須賀の税務署管内において、松島という納税者が青色申告の更正決定を受けた。これには更正決定の理由が全くつけられてない。これは訴訟になつた。ところが、訴訟になつて裁判では負けております。それは、この訴訟になるまでの政府の態度が悪かつた。理由がついておらぬから納税者は不満でありますから、再調査を申し立てた。あるいは国税局長に再審査を申し立てた。ところが、政府はどういうことをやつたかと申しますと、昭和二十五年分の所得税の更正決定ですが、その更正決定が昭和二十七年一月にきた。これに對する再調査あるいは再審査を申し立てたところが、再調査の決定が昭和三十年六月、従つて、再調査を申し出てから三年かかっている。それから今度は、それに異議申し立てをしたところが、再審査は昭和三十三年、だから更正決定があつてから五年かかっている。青色申告の調査に五年もかかるのです。それで五年かかつて、もう裁判が始まつてから再審査の決定が下る。その再審査の決定に何と書いてある、「税務署のやつたことは間違いないと思ひますから却下しま

す、明らかに政府は法律違反をやつておるのです。青色申告の更正決定には計算上の誤まりがあるという理由を付記しなければならぬ。その理由がつけてない。しろうとが讀んだつてわかる。そういう違反を政府が犯して、再調査、再審査したのに、これに對して税務署がやつたことは間違いないと申すので却下した。こういうことを審査する税務協議団は一体何をしておる。税務協議団は政府の法律執行を監督するのです。たぐさんの税務協議団は何をしておるか。五年もかかつておる。法律を見ますと、再調査、再審査を受けた場合、政府は何年のうちにこれを決定しなければならぬ、いつまでに返事しなければならぬという法律の規定はない。だから政府はのうのうとして延ばしておる。しかも、この法律規定を見ると、再調査の申請をしてから訴訟するには九カ月以内の期限が付してある。納税者にはいろんな期限を付してある。原則として一カ月以内、政府がやるのは、更正決定は三年以内です。再調査や再審査は期限がない。政府にはやりたいほうだいやらしておいて、納税者は一カ月でしげるといふそんな不公平な税法では、真に申告納税の制度は育たぬ、かように思つて、ちよつぱり青色申告の取り消しの規定だけはここに付けた。もつとつけるつもりであります。それは次の所得税法あるいは租税特別措置法で審査して、その上でいたしたいと思ひます。

私の修正案の趣旨説明は、多少長くなりましたが、これをもって終ります。

○早川委員長 ただいま議題となつております八法律案中、糸佃安定特別会計に對して昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案、糸佃安定特別会計法の一部を改正する法律案、関稅定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案に對する修正案に對する質疑はこれにて終了いたします。

これより討論に入るのであります。各法律案及び修正案に對しましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

まず、法人税法の一部を改正する法律案及び同案に對する修正案を一括して採決いたします。

まず、修正案について採決いたしました。本修正案を可決することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これを可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早川委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は修正議決されました。

次に、糸佃安定特別会計に對して昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充て

午後零時四十五分散会

〔参照〕

法人税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第八二号)に関する報告書

糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出第三七号)に関する報告書

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)に関する報告書

関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)に関する報告書

産業投資特別会計の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

この際ただいま議決いたしました附帯決議について政府の所見を求めます。大蔵政務次官山中貞則君。

○山中政務委員 ただいま全会一致で決議されました関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議でございますが、その御趣旨に対しましては、私どももいたしましては全面的に決議の趣旨を尊重いたします。なお、品目の整理のみならず、合理化等についても極力努力をいたして参るつもりであります。今国会におきましても整理合理化等一部着手いたしましたのでありますが、なお今後はさらに、この決議の趣旨によって、その速力を早めて、この決議の趣旨に沿いたいと思っております。

なお、法人税法の一部を改正する法律案に対する修正案の内容につきましては、先ほど奥村委員より趣旨の説明がございましたが、私どももいたしましては、納税者に対する政府の親切並びに納税者の納税事務に対する便宜の点から、これまた最も時宜を得た配慮であると考えまして、その趣旨はまた尊重して、十分に法を運用して参るつもりであります。(拍手)

○早川委員長 この際お諮りいたしました。ただいま議決いたしました五法案に関する委員会の報告書の作成並びに提出等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。

るための一般会計から繰入金に関する法律案、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。両法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、両法律案はいずれも原案の通り可決いたしました。

次に、関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の両案について採決いたします。両案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早川委員長 起立多数。よって、両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたしますが、ただいま可決いたしました関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対しまして、附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読いたします。

本法による暫定的減免税の制度は昭和二十六年以来毎年度更新されておりましたが、政府は従来の情性に陥ることなく、国産保護等の見地から輸入の緊要度が薄くなったものについては極力その品目の整理を行ふべきである。

以上であります。

本附帯決議案を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○早川委員長 御異議なしと認めます。よって、本附帯決議を付することに決しました。

第一類第五号 大蔵委員会議録第十六号 昭和三十四年三月四日

昭和三十四年三月七日印刷

昭和三十四年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局